

## 協 議 書

静岡県知事と静岡県教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、静岡県知事の権限に属する事務の一部を、静岡県教育委員会事務局職員をして補助執行させることについて、下記のとおり協議が成立した。

### 記

静岡県知事は、静岡県教育委員会事務局職員をして、次の各号に掲げる事務を補助執行させる。

この場合において、静岡県教育委員会教育次長は、静岡県教育委員会事務局職員を指揮監督すること。

- 1 青少年対策本部に関すること。
- 2 青少年問題協議会に関すること。
- 3 青少年のための良好な環境整備に関する条例の施行に関すること。
- 4 特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例の施行に関すること。

この協議の成立したことを証するため、この協議書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

なお、本件に関する昭和62年4月1日付けの協議書は廃止する。

平成27年4月1日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太 印

静岡県教育委員会教育長職務代理者 加 藤 文 夫 印